

茨城県バスケットボール協会 U15 カテゴリー一部会

# 地域バスケットボールクラブ活動ガイドライン

令和5年4月

(一社) 茨城県バスケットボール協会

U15 カテゴリー一部会

はじめに

- 国は、令和 4 年 12 月にこれまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として策定し公表した。その中では、「新たな地域クラブ活動」や「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「大会等の在り方の見直し」について方向性が示されている。
- これら一連の改革の背景には、近年の少子化や、技術や医・科学の面で専門性に裏付けられた指導を受けることができないなどの事例が増加していることがある。  
また、勝利至上主義への傾倒や適切な休養を度外視した長時間活動等により、生徒が心身に疲労を蓄積させ、その結果、傷害のみならずバーンアウト（燃え尽き症候群）などにより生涯にわたってスポーツを楽しむことができなくなるといった事例も挙げられる。
- さらに、本県の中学校生徒数は、今後 10 年間で、約 15,000 人減少することが見込まれている。いわゆる右肩上がりの過去の延長ではないこうした情勢を直視し、これからの時代を生きる子供たちのために、スポーツ・文化芸術活動の環境を持続可能なものとするためには、学校部活動の維持がこれ以上困難な状況となる前に、新たに地域スポーツクラブや地域文化クラブを整備する必要がある。
- 地域クラブ活動については、社会総がかりで「地域の子供たちを地域で育てる」という共通理解の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、活動環境によって生じていた体験格差を解消するため、少年団をはじめ地域の活動単位を基盤としながら、可能な限り整備することが望まれる。
- 以上を踏まえ、令和 5 年 2 月に県として子供たちが個々の多様なニーズ・志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安心・安全に活動できる環境の実現に向けて、地域クラブ活動の運営に当たったの留意事項を整理し、「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」としてまとめられた。
- 茨城県内において、各地区に地域バスケットボールクラブが設立されており、各年代の 카테고리において多種多様な形の事業が進められている。そのような中、上記「茨城県地域クラブ活動ガイドライン」にも示されている勝利至上主義への傾倒や適切な休養を度外視した長時間活動など、選手の心身にとって大きな負担をかけてしまうことがないように注意していく必要がある。
- （一社）茨城県バスケットボール協会において、地域バスケットボールクラブの適切な運営について各会議で言及されてきた。特に、U15 カテゴリー部会では各地区で地域クラブチームが急激に増加し、それらの活動が活発化している。学校部活動や B リーグユースチームとの連携など、各チームの関係性もより複雑化している。よって、それらの適切な運営と U15 カテゴリー部会に所属する各チームの選手達がより良い環境でバスケットボールに打ち込める環境整備のため、本ガイドラインを制定した。

## I U15 地域バスケットボールクラブの設立

### ■ 1 地域クラブ設立に向けた環境整備

#### (1) 地域クラブ活動への参加者

学校部活動が地域部活動、地域スポーツへの移行が進められる中、学校部活動に所属している生徒はもとより、今まで学校部活動に参加していない生徒や、各種スポーツを苦手としている生徒、障害のある生徒など、参加を希望する全ての生徒が対象となる。

#### (2) U15 地域バスケットボールクラブの運営体制の整備

運営団体は、次のような多様な団体が想定される。

市町村、社団法人・NPO法人、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ・文化芸術協会、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、学校（コミュニティ・スクール）ごとの地域学校協働本部、保護者会、同窓会  
複数の学校の部活動が合同で設立する団体、部活動等の卒業生を中心に設立する団体等

#### (3) 学校部活動の地域移行期における留意点

地域移行期において、休日の地域クラブと平日の学校部活動とで指導者が異なる場合は、地域クラブの指導者は、あらかじめ学校の部活動指導員や顧問と指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行い、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。

#### (4) 大会等の在り方の見直し

- ア 茨城県バスケットボール協会（以下、県協会）及び県協会 U15 カテゴリー部会（以下、U15 部会）は、大会等への参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ単位でも参加可能とすることについて推進する。
- イ 県協会及び U15 部会は、地域クラブが参加できる大会等に対して、後援や補助、学校や公共施設の貸与等の積極的な支援を検討する。
- ウ 県協会及び U15 部会は、学校部活動チームが主に関わる大会の運営を可能な限り教員によらない体制で行うため、参加する地域クラブチームのスタッフや、民間企業を含む関係団体等に対し、スタッフとして参画できる人員の協力について特段の配慮を求める。
- エ 県協会及び U15 部会は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の主催者に対し、熱中症や感染症等の危険を考慮するよう、必要に応じて大会等の開催時期や時間帯等について見直しを要請する。

## II 地域バスケットボールクラブの運営

### ■ 1 適切な運営体制の構築

#### (1) クラブ規約の策定・公表

地域バスケットボールクラブの運営団体（以下運営団体）は、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すために、クラブ規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得る。

《参考》クラブ規約の構成例

- 1 総則（クラブの名称と所在地）
- 2 目的
- 3 事業
- 4 会員（資格、手続き、会費など）
- 5 役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務など）
- 6 会議（総会や運営委員会などの運営組織とその役割）
- 7 会計（会計年度、会計の原則、資金の管理など）
- 8 規約の改定
- 9 クラブの解散
- 10 附則（施行日など）

(2) 地域バスケットボールクラブ運営方針の策定・公表

ア 運営団体は、上述の「規約」に基づくとともに、本ガイドラインを踏まえたクラブの「運営方針」を策定して活動の方向性を示し、可能な範囲でHP等で公表する。

イ クラブの「運営方針」策定に当たっては、選手の中にはより上位の大会を目指す者のみならず、基礎体力や社会性を身に付けることを目的にしたり仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、選手の志向が多様であることを受け入れ、勝利至上主義に傾倒することがないよう配慮する。

◆クラブ規約・運営方針策定上の留意点

○ねらい

- ・地域クラブ活動を通じてどのような人材を育成していくのか
- ・そのために、いつまでにどのような方策をとるのか

○クラブ名

- ・学校部活動と区別ができるようクラブの名称を工夫

○活動内容

- ・地域の実情やニーズ調査の結果を踏まえ、活動内容を決定
- ・地域の実情やニーズに応じて、可能な内容から実施
- ・単独地域で実施できない内容については、近隣市町村と連携するなどを検討

○活動回数、活動時間、休養等の決定

- ・地域がもつ資源（人材、施設等）とニーズ・課題の把握の結果等を総合的に勘案
- ・回数は、最初は1か月に数回程度など可能な範囲から始め、段階的に増やすなどを検討

○費用負担の検討、財源の確保

- ・運営費用指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体の事務に係る費用など
- ・生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を検討

○活動の開始時期の決定

- ・準備のできた活動・地域から部分的に開始。徐々に活動や地域を拡大

(3) (公財) 日本バスケットボール協会 (以下、JBA)、県協会への登録や大会への参加

- ア 生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等 (参加対象や協会への競技者登録、茨城県中学校体育連盟 (以下、中体連) への選手登録、保険等) を十分に確認する。
- イ クラブとしての大会参加を目指す場合、必要に応じて JBA 及び県協会への登録や中体連への登録や加盟が求められる。よって、運営団体は、特に地域移行期においては、登録や登録費の納入が学校と二重にならないよう配慮する。その内容や費用面等について、クラブ入会や競技団体・大会等への参加登録の前に保護者に十分説明し理解を得ること。
- ウ 中体連等が主催する大会をはじめ様々な大会への参加資格については、クラブ単位での参加が認められるよう各方面で議論されているが、それぞれ大会により出場要件等は異なるため、必ず事前に確認することが求められる。

(4) 会費の設定と適切な会計処理及び公表

- ア 運営団体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉に設定する。このことは学校部活動の地域移行の促進につながる。
- イ 運営団体は、経済的に困窮する家庭の選手が地域クラブ活動へ参加する際、活動機会を確保できるよう、費用の負担を軽減するための対策を講じることが望まれる。(公的団体の補助金や寄附基金の創設等)
- ウ 運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行った上で、組織運営の透明性を確保するため、HP等で情報開示を適切に行う。

(5) 保険への加入

- ア 運営団体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入させる。
- イ 保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等にあった場合にも適用を受けることができる内容のものを検討する。

(6) 相談窓口の周知

運営団体は、指導者や団体にインテグリティ (「誠実」「真摯」「高潔」などの概念を意味する言葉) を欠く等の不適切な行動があった場合の対策として、次のような様々な相談の手段があることについて、加入生徒や保護者、地域住民等に対して積極的に発信する。

- ・運営団体自らが設ける相談窓口
- ・スポーツ庁が公表している「スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧」
- ・JSP0 が設置する「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」 等

(7) ガイドラインの遵守と協会事業運営への参画

クラブによる茨城県バスケットボール協会各事業への参加が実現する場合、運営団体は、本ガイドラインの遵守及び、各事業の趣旨を理解した上での参加、役員・審判などの運営に積極的に参画することが求められる。協会に対して著しく非協力的な態度を示す場合や、明らかなガイドラインの違背等及び各事業の開催要項に沿わない状況が認められた場合、県協会として当該チーム運営団体に早急な改善を求める。状況により、その年度または次年度の茨城県バスケットボール協会各事業への参加を見合わせることがあり得る。

## ■ 2 適切な指導体制の構築

### (1) 指導者に求められる資質

- ア 運営団体及び指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具・施設の点検・管理、会計管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事する。
- イ 心身の成長の途上である生徒を対象とするため、指導者は、選手の安全の確保や、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められる。(バスケットボール・インテグリティの向上に努める)
- ウ 運営団体及び指導者は、選手や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、選手間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく対処する。

### (2) 指導者資格の取得

- ア 地域バスケットボールクラブの指導者は、組織内で必ず最低一人は JBA 公認コーチライセンスを取得すること。さらには、JSP0 公認スポーツ指導者資格を有していることが望ましい。
- イ JBA 及び県協会主催の大会に出場する際は、大会で指定されたライセンスが必要となる。
- ウ 公認コーチライセンスを取得していない指導者は、県が開講する指導者講習会等を受講し、指導に当たることが求められる。

### (3) 指導者としての質の保障

- ア 運営団体及び指導者は、地域クラブ活動の実施に当たって、選手の心身の健康管理(スポーツ障害や外傷の予防、バランスのとれた生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントの根絶に努めなければならない。
- イ 運営団体及び指導者は、選手がバーンアウトすることなく、生涯を通じてバスケットボールに親しむ習慣の基礎を培うことができるよう、選手の心身の状態を十分に把握した上で運営・指導に当たらなければならない。また、選手が自らの目標を達成できることを目指し、心身の休養を適切に確保しながら、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう工夫する。
- ウ 選手が複数のクラブ(移行期においては学校を含む。)に加入し指導者が異なる場合、各運営団体及び指導者は、必要に応じて指導者間で指導方針や選手の活動に関する情報の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、選手や保護者等に対して丁寧に説明する。

### (4) 指導者の確保

- ア 運営団体は、スポーツ団体の指導者のほか、部活動指導員、退職教員、兼職兼業等の許可・承認を得た教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊など様々な関係者から指導者を確保する。
- イ 指導者が十分に確保できない等の場合は、広域でクラブを設立することや、ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整えることが想定される。
- ウ JSP0 は公認スポーツ指導者の活用を促進するため、公認スポーツ指導者のマッチングサイトを設置しており、運営団体は、その活用を検討する。
- エ 運営団体は、公立学校の教員を指導者として雇用等する際には、当該教員が教育委員会等から兼職兼業等の許可・承認を得ているかどうか確認する必要がある。また、企業関係者等を雇用する際にも、企業等から副業等の許可・承認を得ているか確認する必要がある。その際、兼職兼業等に係る許可条件や基準等の確認も併せて行うこととする。
- オ 運営団体は、教員が地域クラブ活動に兼職兼業等の許可・承認を受けて携わる場合、その業務が

学校部活動と一体的に継続され、実質的に引き続き校長等の管理監督下にあるとみなされる、いわゆる看板の掛け替えのような活動・業務とならないよう、実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等を整理する。

(5) 選手の所属チームの選択及び脱退、移籍等について

ア 選手はそれぞれのニーズに応じた所属チームを選択することができる。県協会は、各地域のクラブチームの情報をできる限り正確に把握し、選手・保護者が自分に合ったクラブを選ぶことができるような、情報発信を行う。

イ 住居移転やその他やむを得ない事情により、選手が主に活動するチーム（JBA 競技者登録）を脱退、移籍する場合、選手本人と保護者がチームの脱退や移籍について同意している場合、所属の運営責任者は、JBA が示す正しい手続きのもと移籍について速やかに進められる必要がある。特段の理由なく、移籍手続きを行わないことは許されない。

ウ 選手のチーム脱退や移籍については、選手本人及び保護者同意のもと、自発的に移籍の意思が確認されるべきである。チーム関係者は他チームに所属する選手に対し、当該チームの運営責任者を通さず、直接的に自チームへの移籍を交渉する引き抜き行為は、行ってはならない。このような行為はチーム関係者のトラブルを招く恐れがあり、協力して選手育成を進めるべき U15 部会全ての関係者の協力体制を乱すことにつながる。

エ ウの選手引き抜き行為や、新規選手の入会のための過度な勧誘は、選手育成が目的である U15 部会の各事業の意図に沿わないチーム運営となる。つまり、勝利至上主義による過度なチーム強化目的ととらえられるため、協会として改善を求める場合がある。

(6) 生徒の多様な活動への理解

ア 生徒の活動の志向やスタイルは、競技志向が高いケースばかりではなく、複数の活動に取り組んだり、自身の余暇の時間を作るために活動日を調整したりするなど、多様である。運営団体はこのことを理解するとともに、生徒がクラブ以外の多様な活動に自主的・自発的に参加する場合は、それを尊重する。

イ 地域での活動を持続可能なものにしていくため、ユニバーサルスポーツなど、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができる環境を構築する。

### ■ 3 適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理

(1) 適切な活動時間や休養日等の設定

ア 運営団体及び指導者は、地域にある人材や場所等と生徒のニーズ等を総合的に勘案し、活動内容、回数や時間等を活動計画に反映させる。その際、生徒のニーズが単一ではなく多様であること、生徒が心身ともに成長過程の思春期であること、健全な成長のためには家庭や学校での生活も重要な要素であることなどを十分に理解する必要がある。

イ 活動計画の具体的設定に当たっては、競技志向の高低にかかわらず、過度な活動が継続されると心身の疲労が蓄積し、傷害やバーンアウト等のリスクが高まる一方、パフォーマンスは低下することから、十分な休養を確保する必要がある。活動時間や休養日等について、医・科学的な知見に基づいて『茨城県「部活動の運営方針」(改訂版)(令和4年12月/茨城県教育委員会)』(以下、「県部活動運営方針」という。)に定められている時間や日数を参考にその活動時間や休養日設定の目安として本ガイドライン末尾※資料1のとおり設定する。

ウ 運営団体及び指導者は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、HP等に公表することが望ましい。

## （2）活動場所の確保

ア 活動場所は、公共のスポーツ施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設だけでなく、地域にある施設を活用することが考えられる。

イ 学校施設を活用する際は、施設の設置者の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

ウ 移行期においては、学校施設において学校部活動が行われていることが想定される。そのため、学校施設管理者、施設の設置者、関係団体等で協議を行い、複数の団体が希望する場合は公平に利用することができるよう調整するなど、緊密に連携を図る。

## （3）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア 運営団体は、活動計画作成に当たって、限られた時間の中で効果を上げるべく、活動するタイムマネジメントの観点、学校生活や家庭生活とのバランスを保つ観点、さらに、指導者の長時間労働の防止に配慮する観点からも、活動過多を抑止する方向で作成する。

イ 生徒の多様なニーズに対応するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するに当たっては、必要に応じて有資格者などの専門性の高い人材を招いて研修を計画・実施する。

## （4）学校等との連携

ア 生徒は地域クラブ活動に加え、地域で他の活動を行うことや、移行期には平日の放課後に学校部活動を行うなど、多様な活動をすることが想定される。そのため、諸活動によって心身に負担がかかり健全な発育・発達に弊害が出ることのないよう、運営団体は、学校と活動内容などの情報を共有し活動過多の予防に資する。

イ 運営団体及び指導者は、活動時間や休養日の設定状況に加え、大会の日程等について情報を把握し、生徒の活動が総合的に県部活動運営方針に示す「適切な休養日等の設定」を超えないよう、活動状況やスケジュール等の共通理解を徹底し、生徒の望ましい成長を保障する。

ウ 運営団体及び保護者は、生徒の将来を見据えた指導が必要になることから、通常の活動に加えて進路面等についても学校と情報を共有する。その際には、個人情報の取扱いに細心の注意を払う。



※資料 1

**茨城県 U15 バスケットボール地域クラブチームの活動時間、休養日等の設定**

○生徒が複数のチーム（学校部活動含む）に所属する場合、運営団体の各指導者同士で、それらの活動を総合的に下記の活動時間・休養日数になるよう、できる限り情報を共有し、指導に当たる。

**【適切な活動時間の設定】**

○大会等の当日を除く 1 日・1 週間当たりの上限は次のとおりとする。（練習試合や大会当日を除く）

	1 日当たり		週計
	平日	休日（土日いずれか）	
中学生	2 時間	3 時間	1 1 時間

○運営団体及び指導者は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間は含まない）を設定する。

○休日に大会等により休日の上限を超えて活動した場合、週の上限の範囲内となるよう、他の曜日に休養日を振替えて調整をすることが望まれる。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により 1 日の上限を超えて活動した場合も、週の上限の範囲内となるよう調整する。

○運営団体及び指導者は、学校の長期休業中においても、上記のとおり活動時間を設定する。

**【適切な休養日の設定】**

○休養日については、次のとおり週当たり 2 日以上休養日を設けることとする。

	平日	休日（土日いずれか）	週計
中学生	1 日以上	1 日以上	2 日以上

○大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、他の曜日に休養日を振替えることが望まれる。

○学校の長期休業中においても、上記のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業中に、生徒が十分な休養を取ることや、多様な活動ができるよう、1 週間程度の連続した休養期間を設ける。また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日を増やすことや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。